

新潟市山の下みなとタワー展望展示室条例

平成14年3月29日

条例第1号

改正 平成17年7月1日条例第64号

平成18年12月21日条例第71号

(設置)

第1条 港に関する知識を広め、みなとまち新潟に対する親しみを深めることを目的として、新潟市山の下みなとタワー展望展示室(以下「展望展示室」という。)を新潟市東区臨海町4914番地580に設置する。

(平18条例71・一部改正)

(開館日及び開館時間)

第1条の2 展望展示室は無休とし、開館時間は次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

期間	開館時間
4月1日から5月31日まで	午前9時から午後7時まで
6月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時30分まで
9月1日から9月30日まで	午前9時から午後7時まで
10月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時30分まで

(平17条例64・追加)

(行為の禁止)

第2条 展望展示室を利用するもの(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設若しくは設備又は展示物を破損し、又は汚損すること。
- (2) 営利を目的とする行為をすること。
- (3) 他のものに迷惑となる行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が展望展示室の管理上支障があると認める行為をすること。

(利用の許可)

第3条 利用者のうち、集会、展示会その他これらに類する催しにより展望展示室の一部を独占して利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の利用の許可を受けたもの(以下「許可利用者」という。)がその許可を受けた事項

を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項に掲げる利用が、市民の展望展示室の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

(許可の条件)

第4条 市長は、この条例の規定による許可に展望展示室の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(利用の取止めの申出)

第5条 許可利用者は、その利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

第6条 許可利用者は、展望展示室をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは展望展示室からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、展望展示室の管理上特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料)

第8条 許可利用者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収時期)

第9条 使用料は、市長が第3条第1項に規定する利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、必要があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、

この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設若しくは設備又は展示物を破損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、展望展示室の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に展望展示室の管理を行わせる。

(平17条例64・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第14条 展望展示室の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、展望展示室の指定管理者として指定するものとする。

(1) 展望展示室の平等利用が確保されること。

(2) 展望展示室の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他市長が別に定める書類を審査し、被選考者が展望展示室の設置の目的を効果的に達成することができるものと認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(平17条例64・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 展望展示室の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他展望展示室の管理上、市長が必要と認める業務

(平17条例64・追加)

(秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(平17条例64・追加)

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例64・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例64・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、平成14年5月19日から施行する。

附 則(平成17年条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

許可利用の使用料

単位	金額(円)
1日1平方メートル	10

備考

1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積は1平方メートルとして計算する。

2 1日とは同一の日における開館から閉館までの間をいう。

3 利用の時間が1日に満たない場合は，1日として計算する。